

平成28年第4回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成28年12月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成28年12月5日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成28年12月5日	11時13分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	大山勝代	出
	4番	栗野久明	出	11番	品川義則	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	鳥飼勝美	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	7番	木村照夫		8番	河野保久	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田勝美		(係長) 久保山晃治		(書記) 高木英斗	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	産業振興課長	土田竜一		
	副町長	酒井英良	まちづくり課長	阿部一博		
	教育長	大串和人	建設課長	古賀浩		
	総務企画課長	熊本弘樹	会計管理者	木村司		
	財政課長	城本好昭	教育学習課長	内山十郎		
	税務課長	平野裕志	こども課保育園長	高木久幸		
	住民生活課長	安永宏之	まちづくり課参事	毛利博司		
	健康福祉課長	中牟田文明	こども課子育て支援係長	今泉雅己		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政報告 提案理由説明
日程第4	議案第43号	基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数 条例の制定について
日程第5	議案第44号	基山町農業委員会委員候補者選考委員会設置条例の制定につ いて
日程第6	議案第45号	基山町課設置条例の一部改正について
日程第7	議案第46号	基山町職員定数条例の一部改正について
日程第8	議案第47号	基山町立図書館協議会設置条例の一部改正について
日程第9	議案第48号	基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第49号	基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につ いて
日程第11	議案第50号	基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条 例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第51号	基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部改正について
日程第13	議案第52号	町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
日程第14	議案第53号	基山町税条例等の一部改正について
日程第15	議案第54号	基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正につい て
日程第16	議案第55号	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第17	同意第6号	基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め ることについて
日程第18	同意第7号	基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれら に準ずる者とするにつき同意を求めることについて
日程第19	議案第56号	鳥栖市水道事業施設の使用に関する鳥栖市との協議について

- 日程第20 議案第57号 基山町と鳥栖市との公共下水道事業に係る事務の委託に関する規約の変更について
- 日程第21 議案第58号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第59号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第60号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第61号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）

～午前9時30分 開会～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成28年第4回基山町議会定例会を開会いたします。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、木村照夫議員と河野保久議員を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会日程どおり、本日から13日までの9日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

#### 日程第3 町政報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さん、おはようございます。本日は平成28年第4回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について」外12件、人事案件が「基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、同意案件が「基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて」、協議案件が「鳥栖市水道事業施設

の使用に関する鳥栖市との協議について」外1件、予算案件が「平成28年度一般会計補正予算（第4号）」外3件となっております。

これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、早速でございますが、町政報告に移らせていただきます。

まず、「城戸生産森林組合の林野庁長官賞受賞」についてでございます。

森林の多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に寄与している森林管理経営体を表彰する全国林業経営推奨事業において、城戸生産森林組合が林野庁長官賞を受賞されました。

受賞に当たっての功績は、長年の林業生産活動を通じた森林の保全、特に平成15年から取り組まれているサカキ栽培を通じて、県内の林業関係者等の研修を受け入れるなど、県内の生産森林組合の模範となっていることによるものです。おめでとうございます。

次に、消防関係についてでございます。

秋季全国火災予防運動が11月9日から15日まで行われ、基山町では11月13日に防火訓練を実施しました。今回、第4部管内の洗心寮で地域住民の参加を得て、応急救護訓練、初期消火訓練及び火災防火訓練を行いました。また、社会福祉協議会と日本赤十字社による災害食づくりや、簡単な救急法の演習も行いました。当日は、鳥栖・三養基地区消防事務組合、基山町消防団、基山町消防団女性部、区長会などの協力を得て多大な成果を上げることができました。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

定住促進事業の「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」の申し込み件数は、11月末で30件、「新婚世帯家賃補助金」が21件となっております。

また、町内の「空家等売りたい・貸したい人」と「それを買いたい・借りたい人」をマッチングさせる事業として「基山町空家等情報登録制度（すまいるナビ）」を10月から開始しました。この事業の11月末の登録状況は、空き家提供者が2件、空き家の利用希望者が5件となっております。今後も定住を促進するため、継続して募集を行っていきます。

さらに、10月には九州の自治体で初めてとなる「マイホーム借上げ制度」の紹介窓口を開設しました。この制度は、50歳以上の方が所有する住宅を一般社団法人移住・住みかえ支援機構が借上げ、3年の定期借家契約で転貸するものです。この制度により、空き家の発生を少なくし、住みかえを支援していきます。

次に、「株式会社N J アグリサポートの進出協定」についてでございます。

このたび、N J アグリサポートが基山町へ進出し、環境制御ハウスを建設し、養液によるトマト栽培を来年度から開始することになりました。これは、去る10月19日に西鉄と県が締結しました包括連携協定に基づく事業であり、基山町の新規就農者の育成などを通じ、基山町の農業振興、活性化に御協力いただくこととなっています。

基山町では、10月18日、同社と進出協定を締結しました。

次に、創業支援関係についてでございます。

町では、本年5月20日、総務大臣、経済産業大臣から創業支援事業計画の認定を受けました。これを受け、基山町商工会、町内金融機関と創業支援ネットワークを構築し、新たに創業を希望される方などの支援を行っています。

10月6日には、図書館で中小企業診断士を講師に迎え、「創業支援セミナー」を開催しました。当日は7名の方が、実際の創業までの心構えや手続等について学びました。今後、創業に向けて支援していきます。

また、11月13日には子育て中のママなど、女性を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、「子育てとキャリアを社会に生かそう」というテーマでお話いただきました。セミナーには17名の参加がありました。

さらに、基山町商工会では、地方創生加速化交付金事業「魅力ある空間形成プロジェクト」の一環の事業として、「育児や介護などで時間の制約がある人」の新たな働き方の提案として、インターネットを使った自由な時間で仕事ができる仕組み、ローカル・シェアリング・センターの構築を行っています。実際に働く方の研修を、公募があった20名の方に11月14日からスタートさせたところです。今後、この仕組みの定着に向けて支援していきます。

次に、六次産業化についてでございます。

基山町産業振興協議会では、六次産業化の取り組みとして、東明館バイオ愛好会と連携し、「基山オリジナル発酵食品群拡大事業」に取り組んでいます。これは、町内の草木から有用な酵母を分離、培養して、地元の特産品をつくる事業で、本年度のさが未来スイッチ交付金を活用し、取り組んでいます。

このたび、東明館バイオ愛好会が、10月30日の「第6回自然科学研究発表会」において、本事業での研究発表により優秀賞を受賞されました。今後、九州大会に進まれるとのことで

す。この事業は、高校生の研究発表と基山町の産業振興がつながった、大変おもしろい事業となっていますので、今後、新たな特産品ができるよう支援していきます。

次に、「JR九州ウォーキング」についてでございます。

11月27日の当日は、朝からあいにくの雨で出足が心配されましたが、雨にもかかわらず、ウォーキングには421名の参加がありました。本年はJTの取り組みで、参加者に協力を得ながら、コースのごみ拾い事業も行われました。

本年は、モール商店街が魅力ある空間形成プロジェクトにより植栽を撤去し、自由空間として多様な団体等のイベントに活用いただける空間に生まれ変わっております。

今回、「JR九州ウォーキング」に合わせ、この空間をウォーキングコースとして取り組むとともに、基山おさんぽマルシェ実行委員会が「キヤマルシェ」を開催しました。当日はハンドメイドのお店や飲食、産業振興協議会のメンバーも含め、約40店舗が出店し、ウォーキング参加者を含め、町内外から多くの参加者がありました。また、会場周辺ではWHILL（ウィル）の試乗も行われました。

次に、民生委員、児童委員の一斉改選についてでございます。

福祉に関する支援を行い、地域住民の身近な相談相手である民生委員、児童委員の一斉改選が12月1日に行われました。36名の方々が厚生労働大臣の委嘱を受け、うち15名の方が新たに民生委員、児童委員として委嘱されました。各委員につきましては、地域福祉増進のため、各地域において社会福祉活動に御活躍されます。

次に、健康増進対策事業についてでございます。

住民の健康増進や疾病の早期発見、早期予防を推進するため、総合健診を5月から10月にかけて15日間、婦人がん検診を9月、10月に10日間実施し、平成28年度については終了いたしました。総合健診が2,050名、婦人がん検診は1,047名の方が受診されています。現在、データヘルス計画にのっとり、健診結果をもとに戸別訪問などによる特定保健指導を行っているところでございます。

次に、町内一斉美化活動「クリーンアップKIYAMA」についてでございます。

今年4回目となります秋の町内一斉美化活動「クリーンアップKIYAMA」を11月20日に実施し、町内全域を区ごとに道路や公園等の散乱ごみを清掃していただきました。また、町内の事業所や団体から28名の参加があり、庁舎を中心とした半径約1キロメートル範囲の清掃作業をしていただきました。当日は町内全域で収集されたごみの量は、可燃ごみが

約2,700キログラム、缶類等、約135キログラム、瓶類、約70キログラム、ペットボトル約11キログラム、不燃ごみ約80キログラム、枝・草類、約2,000キログラム、合計約5,000キログラムでございました。

次に、家庭用合併浄化槽の設置整備事業補助についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水をあわせて処理する家庭用合併浄化槽の設置に補助金を交付しています。4月からの申し込み件数は、11月末で5人槽が7件、7人槽が4件、計の11件となっております。今後も継続して設置補助の募集を行ってまいります。

次に、道路工事についてでございます。

町道舗装補修第1期工事（西長野・金丸線外）につきましては、平成28年11月15日から平成29年2月28日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が887万7,600円で請け負い、施工しております。現在の出来高は、10%でございます。

道工28補第2号白坂久保田2号線道路改良工事につきましては、平成28年9月1日から平成29年2月28日までの工期で、前田土木有限会社が2,905万2,000円で請け負い、施工しております。現在の出来高は、60%でございます。

道工28補第3号本桜・城の上線道路改良工事につきましては、平成28年9月1日から平成29年1月31日までの工期で、株式会社リビングモア佐賀が662万400円で請け負い、施工しております。現在の出来高は、80%でございます。

次に、公園工事についてでございます。

公工28補第2号基山総合公園施設工事（舗装・遊具）につきましては、平成28年11月15日から平成29年3月21日までの工期で、鳥飼建設株式会社が4,320万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は、10%でございます。

次に、学校教育関係についてでございます。

基山小学校と若基小学校の6年生を対象に、放課後補充学習を9月14日から基山小学校16名、若基小学校6名の参加により事業を開始しました。教科は算数を対象にして、民間の学習塾の事業者により事業を委託し、主体的な学習の仕方を身につけさせ、基礎的、基本的学力の定着及び活用力の向上を図るもので、基山小学校区の福祉交流館、若基小学校区は旧給食室において、隔週水曜日に行っています。

また、実用英語検定の受験者を対象に、英検補充学習を行いました。基山中学校の多目的



室を会場に、小学生8名、中学生39名の参加により実施しました。

次に、文化財関連事業についてでございます。

第6回古代山城サミット西条大会が、9月30日、10月1日に愛媛県西条市において、古代山城所在の18の自治体の参加のもと開催され、本町から3名が出席し、古代山城を地域の再生・活性化や、地域おこし、まちづくりに活用するための意見交換や情報交換を行いました。

また、日・韓古代山城保存・活用政策フォーラムが9月29日から10月1日にかけて、大韓民国の扶餘郡で、日韓の百済人によって築造された古代山城を保有している都市間の交流及びネットワークの形成と、古代山城の持続可能な保存活用を検討するために開催されました。

このフォーラムには、扶餘郡の招待により日本国から5自治体が参加し、本町から3名が参加し、基肆城を中心とする文化財の活用事例を発表するとともに意見交換を行いました。

次に、図書館についてでございます。

新しい図書館は、4月に開館し、これまでに図書貸し出し利用者及び図書貸し出し冊数とも昨年の2倍以上の利用がありました。図書館の事業としては、9月3日に福岡女子短期大学公開講座、9月23日、24日にブックリサイクル、10月22日に三市一町図書館協力協議会講演会、22日の夕方から竹あかりナイト in 図書館、10月30日に子どものための講演会などを行いました。事業の実施に当たっては、手をつなごう図書館の会を初め、ヒーリングオカリナ、まあまぼけつなど、多くの住民の方々の協力を得ました。

また、郷土資料コーナーでは、原泰久氏の作品「キングダム特別展示」、アメリカの絵本作家「ターシャ・チューダーの世界展」などを行いました。

今後とも、魅力ある図書館づくり、町民の方から親しまれる図書館づくりを目指して推進してまいります。

次に、学校給食センター事業についてでございます。

11月2日に安全・安心な学校給食のための研修会及び給食試食会を、基山小学校ランチルームで学校給食納入業者を対象に実施しました。研修会は、給食の試食後、栄養教諭により安全で安心な学校給食運営のための遺物混入防止と衛生管理について講義を行い、学校給食についての理解を深めることができました。

次に、生涯学習関係事業についてでございます。

9月10日に町民会館において、基山町主催事業「須川展也（すがわのぶや）サクソフォン・リサイタル」、10月9日には総合公園において「町民体育大会」、10月15日、16日には佐賀市を会場に「第69回県民体育大会」、11月1日から3日まで町民会館において「基山町文化祭」、11月13日には鳥栖市において久留米市、小郡市、鳥栖市、基山町の3市1町共催の「クロスロードスポーツ・レクリエーション祭」が開催されました。いずれの行事にも多くの町民の方々に参加いただき、スポーツと文化の秋を楽しむとともに、地域住民の親睦と交流を深めることができました。

次に、保育園についてでございます。

保育園では、10月8日に総合体育館において運動会を、12月3日に町民会館においてお遊戯会、作品展示を行い、園児の健やかな成長を保護者の方々とともに見届けることができました。

次に、青少年健全育成事業関係についてでございます。

11月5日に第36回基山町青少年健全育成町民大会を開催し、少年の主張・体験発表では、町内の小・中学生8名が約200名の出席者の前に堂々と自分の体験を通じて感じたこと、考えていること、将来の夢などを発表しました。また、佐賀県警察音楽隊による生演奏を楽しんでいただき、大会は盛会なものとなりました。

次に、寄附金の報告についてでございます。

基山町ゴルフ協会様より、9月15日に12万円、基山町大字宮浦、吉田利雄様より11月1日に5万円、基山町ソフトボール協会様より11月8日に3万7,000円、基山町育英資金貸付基金へ寄附がありましたので、受領しました。

また、一般寄附として、福岡市南区、八木元子様より11区内の土地及び建物、基山町第1部消防世話人代表第9区々長、内山正光様より旧第1部格納庫建物がそれぞれ町へ寄附がありましたので、受領いたしました。

最後に、ふるさと応援寄附金の報告についてでございます。

4月から11月末までの8カ月で8,344件、約2億9,200万円の寄附申し込みをいただきました。4月以降、特産品の追加や見直しを行った結果、昨年1年間と比較して、件数で約3.2倍、金額にして約4.7倍の寄附をいただきました。

今後も、引き続き特産品の追加、見直しについて進めていきます。

以上をもちまして町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～24 議案第43号～議案第55号、同意第6号、同意第7号、議案第56号～議案第61号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．議案第43号～日程第16．議案第55号まで、日程第17．同意第6号、日程第18．同意第7号及び日程第19．議案第56号から日程第24．議案第61号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、平成28年第4回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件が13件、人事案件1件、同意案件1件、協議案件2件、予算案件4件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第43号 基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の制定についてでございます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため及び関連例規を改正するため、基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第44号 基山町農業委員会委員候補者選考委員会設置条例の制定についてでございます。

基山町農業委員会の委員の任命に当たり、委員の候補者を選考するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、基山町農業委員会委員候補者選考委員会設置条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第45号 基山町課設置条例、議案第46号 基山町職員定数条例及び議案第47号 基山町立図書館協議会設置条例の一部改正についてでございます。

組織機構改革を平成29年4月1日付で実施することに伴い、組織機構体制の整備、町長の事務部局の職員数及び教育委員会の事務部局職員数の再配置など関連例規を改正する必要があるため、基山町課設置条例、基山町職員定数条例及び基山町立図書館協議会設置条例を改

正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第48号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございます。

個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末による印鑑登録証明書の証明書交付サービスを開始するため、基山町印鑑の登録及び証明に関する条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第49号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び議案第50号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、介護休暇、給与改定、扶養手当の変更、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引き上げ並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の調整をするため、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第51号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の支給月数の引き上げ及び期末手当支給月数の調整をするため、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び町長、副町長及び教育長の諸給与条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第53号 基山町税条例等の一部改正についてでございます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が公布され、地方税の賦課徴収に関する規定等の改正が行われたことに伴い、基山町税条例等を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第54号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

小学生以上の子どもの医療費の助成方法を、現在の償還払いに加え、佐賀県内の医療機関については現物給付が行われるようにするとともに、当該対象者に受給資格者証を発行できるようにすること及び受給者区分、自己負担額の整理を行うため、基山町子どもの医療費の助成に関する条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課より説明いたします。

次に、議案第55号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

所得税法等の一部を改正する法律の公布により、新たな所得区分として、特例適用利子等及び特例適用配当等が設けられたことに伴い、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得にこの所得区分を適用させるため、基山町国民健康保険条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、同意第6号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

固定資産評価審査委員会委員の任期が、平成28年12月25日までとなっており、天本和典氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第7号 基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについてでございます。

基山町農業委員会の区域内における認定農業者の数が少ない場合において、基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするため、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第56号 鳥栖市水道事業施設の使用に関する鳥栖市との協議についてでございます。

鳥栖市水道事業施設を基山町住民に使用させるため、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第57号 基山町と鳥栖市との公共下水道事業に係る事務の委託に関する規約の変更についてでございます。

基山町大字長野字会田の一部区域の下水を鳥栖市の公共下水道で処理するため、地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第58号から議案第61号までは、平成28年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第58号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第4号）につきましては、今回、補正予算として3億8,127万2,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも67億2,087万6,000円となります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、ふるさと応援寄附基金積立金についてでございます。

歳入のふるさと応援寄附に3億円をお願いしており、この寄附額から特産品等の経費を差し引いた残額のふるさと応援寄附基金への積み立てでございます。補正額は1億4,901万8,000円でございます。

次に、道路橋梁費についてでございます。

これは、災害に対応するため雨水排水対策として行う町道桜町・伊勢山線の水路補修工事でございます。補正額は1,200万円でございます。

また、障害福祉サービス費に1,363万6,000円、たんぼぼ保育園施設給付費に1,707万5,000円の増額をお願いしております。

以上、概要を申し上げますが、他の内容につきましては担当課長より説明いたします。

議案第59号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回、補正予算として1,072万8,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも24億3,394万1,000円となります。

なお、補正予算の内容は、退職被保険者等の保険給付費の減額等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第60号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回、補正予算として14万5,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも2億2,191万9,000円となります。

なお、補正予算の内容は、健康診断の受診者増による保険事業費の追加でございます。

議案第61号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、今回、補正予算として556万2,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は6億3,381万円になります。

なお、補正予算の内容は、修繕料の増額等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上でございます。

#### ○議長（鳥飼勝美君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより詳細説明を求めます。

議案第43号及び議案第44号の詳細説明を求めます。土田産業振興課長。

#### ○産業振興課長（土田竜一君）

それでは、議案第43号 基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について、議案第44号 基山町農業委員会委員候補者選考委員会設置条例の制定について、あわせて御説明いたします。

今回の条例制定につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正施行に伴いまして、基山町農業委員会関係の条例及び関連例規を改正する必要があるため提案するものでございます。

今回の条例改正につきまして、まず、全体の概要につきまして御説明いたします。

資料のほうをお願いいたします。資料1ページでございます。

今回、農業委員会等に関する法律改正に伴う基山町農業委員会の改正の概要を大きく4本の柱から考えておまして、まず、委員等の定数につきましては、条例としてお願いしております基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例を制定させていただき、現行の基山町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止させていただきます。

次に、委員の構成ですが、今回、農業委員会等に関する法律の中で、認定農業者が過半を占めること、利害関係を有しない者を含むこと、それと委員の年齢、性別に著しい偏りが生じないこと等、法律で規定されておりますが、これにつきましては、法律に従いまして、特に条例等は定めないということで考えております。

その次に、委員等の選出方法でございますが、このたび、公選制から町長が議会の同意を得て任命する形になりますので、基山町農業委員会委員候補者選考委員会の設置条例を制定いたします。あわせて、農業委員会の委員の選任に関する規定及び基山町農地利用最適

化推進委員の委嘱に関する規則を制定することとしております。

次に、報酬、手当に関しましてですが、今回、国の規定としまして、活動、成果に応じた報酬の導入がされています。それに基づきまして、基礎的報酬を変更する必要があるがございますので、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を改正することとし、あわせまして、基山町農業委員会委員候補者選考委員会を設置いたしますので、それに伴い、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則を改正することとしております。

今回、条例でお願いしております以外の規則等につきましては、この資料のほうに記載させていただいておりますので、後もって御一読いただきますようお願いいたします。

それで、議案のほうに戻っていただきまして、議案第43号でございます。1ページでございますが、委員の定数につきまして、第2条としまして「委員の定数は、11名とする。」と。

続きまして、第3条としまして（農地利用最適化推進委員の定数）を3名とするということで、今回、条例制定いたします。

あわせまして、附則として、これらの経過措置が2項でございますが、現行の農業委員の任期は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例によるとして、経過措置を設けております。

それと、3項としまして、現行の基山町農業委員会の選挙による委員の定数条例につきましては、廃止をすることとしておるところでございます。

2ページでございますが、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

現行会長の報酬、年額として、37万1,100円を33万3,900円に改め、副会長の31万6,800円を28万5,100円、委員を28万7,700円を25万8,900円に改めまして、新たに設置します農地利用最適化推進委員の年額を25万8,900円とし、活動、成果実績払いに伴います部分に対応するために、それぞれに上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で町長が定める額を加算ということで、追記をしているところでございます。

次に、議案第44号でございます。4ページをお願いいたします。

今回、農業委員につきましては、町長が議会の同意を得て任命することになっておりますが、それに伴いまして、農業委員会委員の候補者を選考するために、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきまして、基山町農業委員会委員候補者選考委員会を置かせていただきたいと考えております。



第3条に（組織）としまして、委員6名をもって当てるということで、今回の変更にあたりまして、その調査及び審議をし、答申するということで設置をしていきたいと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

次に、議案第45号、議案第46号、議案第47号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

**○総務企画課長（熊本弘樹君）**

それでは、議案第45号 基山町課設置条例の一部改正について、議案第46号 基山町職員定数条例の一部改正について、議案第47号 基山町立図書館協議会設置条例の一部改正について、あわせて説明をさせていただきます。

議案書7ページをお願いいたします。

今回の基山町課設置条例の一部改正につきましては、定住促進を加速させることや図書館建設が完了したことにより、町長部局への変更など、町の重要施策に対応するために組織体制を整備するものでございます。

第2条では、住民生活課の名称を、住民生活課から住民課に改め、定住促進課を新設するものでございます。

また、第6条中の住民生活課の事務分掌のうち、生活環境係に係る業務をまちづくり課に変更させていただいております。さらに、第11条に新設する定住促進課の業務をまちづくり課の業務から変更させていただいております。

また、8ページの附則におきまして、関連する審議会等の事務局を変更させていただいております。

議案資料17ページをお願いいたします。

基山町事務分掌規則の一部を改正する規則の新旧対照表の案でございます。

今回の機構改革に伴い、係の分割や名称を変更させていただいております。図書館係につきましては、図書館建設が完了したことから、町長部局であるまちづくり課に変更させていただいております。

次に、議案第46号 基山町職員定数条例の一部改正についてでございます。

こちらにつきましては、今回の機構改革に伴い、図書館を町長部局へ変更させていただいておりますので、町長部局のほうを現在の図書館係の4名分を増加させ、教育委員会の職員

数を4名減ずるものでございます。

次に、議案第47号 基山町立図書館協議会設置条例の一部改正についても、今回、まちづくり課のほうに図書館係を移設いたしますので、その事務局をまちづくり課に変更させていただくものでございます。

3議案とも施行日は、平成29年4月1日からとさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鳥飼勝美君）**

次に、議案第48号の詳細説明を求めます。安永住民生活課長。

**○住民生活課長（安永宏之君）**

議案第48号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

来年2月1日より開始いたします住民票等のコンビニ交付に伴う条例改正でございます。

条例第13条に、コンビニ交付にて印鑑証明書を交付する際の規定を追加するものでございます。

役場の窓口で印鑑証明書を交付する場合は、印鑑登録証を持参することが必要でございますが、コンビニに設置してあります多機能端末機で住民番号カードを用いて4桁の暗証番号を入力して、多機能端末機から印鑑証明書を交付する場合は、印鑑登録証での確認の必要がないことから、第13条に第3項の規定を追加するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

次に、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

**○総務企画課長（熊本弘樹君）**

それではまず、議案第49号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

議案書12ページをお願いいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、人事院勧告の趣旨に鑑み、介護休暇の分割取得、介護時間の新設に対応するため、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

するものでございます。

改正内容につきましては、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表に基づき説明をさせていただきます。

議案資料29ページをお願いいたします。

第11条（休暇の種類等）でございます。今回の改正で、介護休暇に介護時間を加えるものでございます。同条第2項で介護時間につきましても、介護休暇と同様に無給となっております。

第26条では、これまで連続して6カ月であったものが、3回を超えない範囲で通算して6カ月と変更となっております。

第26条の2では、介護時間について規定をし、連続して3年の時間帯で取得することが可能とさせていただいております。第2項において、その時間を1日につき2時間とするものでございます。

施行日につきましては、平成29年1月1日からとさせていただいております。

次に、議案第50号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書14ページをお願いいたします。

今回の基山町職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、人事院勧告に伴います職員給与等の改正を行うものでございます。

では、条例の本文について御説明をいたします。

まず、第1条及び第2条につきましては、任期付職員のうち、特定任期付職員の給料及び期末手当等の改正について規定をさせていただいております。

給与が1,000円の引き上げ、期末手当が0.1月の引き上げとするものでございます。

第3条につきましては、一般職の給料及び期末手当の改正を規定しております。

期末手当が0.1月の引き上げ、給料が平均給与改定率0.2%の引き上げによる行政職給料表の改正となっております。

第4条につきましては、扶養手当の改正でございます。内容は、配偶者の扶養が6,500円の引き下げ、また職員に配偶者がいない場合の1人目の手当が1万1,000円から1万円の引き下げ、扶養親族たる子が6,500円から1万円への引き上げとなっております。

最後に、施行日でございますけれども、公布の日から施行するとし、第2条及び第4条並

びに附則第6項の規定は、平成29年4月1日から施行いたします。

また、第1条に規定する改正後の基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の基山町職員の給与に関する条例は、平成28年4月1日から適用し、改正後の任期付職員条例第7条第2項の規定及び給与条例第22条第2項及び附則第5項の規定は、平成28年12月1日からの適用といたします。

また、扶養手当に関しましては、附則第6条におきまして、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間について経過措置を行っておるところでございます。

次に、議案第51号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

議案書では、22ページから24ページになります。

今回の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告の給与改定に準じ、特別給、いわゆるボーナスについて、特別職の国家公務員の特別給も一般職の指定職職員に準じて改定をされましたので、特別給が0.1月分引き上げられております。このため、本町においても同様に、期末手当を改正するものでございます。

施行日でございますが、公布の日から施行するとし、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正第2条の規定は、平成29年4月1日から施行し、第1条の規定につきましては、平成28年12月1日からの適用とさせていただきます。

説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第53号の詳細説明を求めます。平野税務課長。

#### ○税務課長（平野裕志君）

議案第53号 基山町税条例等の一部改正について、説明をさせていただきます。

議案は25ページから、議案資料は51ページからでございます。

議案資料のほうで改正の概要を説明させていただきます。議案資料の51ページをお願いします。

今回の一部改正につきましては、本年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する等の法律に基づき、税条例を改正するものです。

主な改正内容といたしましては、以下の4点でございます。それぞれの内容につきましては別資料で御説明をさせていただきます。53ページをお願いいたします。

これは町民税に係る課税額の変更等による延滞金計算期間の見直しで、特定の場合の延滞金計算期間の特例のイメージをあらわしたものです。

まず、当初申告があり、その後、減額更正により減額になり、さらに増額更正により不足税額が生じた場合、改正前では、①から③までの期間について延滞金が発生いたしますが、今回の改正により、その期間について延滞金は発生しないようになります。ただし、下段の図のように、減額更正が更正の請求の場合、一定期間はこれまでどおり延滞金が発生することとなります。これに関しましては、施行期日は平成29年1月1日でございます。

次に、54ページをお願いいたします。

セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除の創設でございます。

一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から33年12月31日までの間にスイッチOTC薬の購入費用を年間1万2,000円を超えて支払った場合には、年間10万円を限度とする購入費用のうち、1万2,000円を超える額を所得控除するものです。

一定の取り組みとは、1. に掲げる健診等で、これが適用要件となります。

2. の対象となるスイッチOTC薬の品例としましては、右の表の下段に掲げるような医薬品になります。

3. 医療費控除との関係ですが、本特例と医療費控除は、重複適用できず、どちらか有利なほうを選択することになります。こちらに関しましては、施行期日は平成30年1月1日で、平成30年度から34年度までの課税における措置となります。

次に、55ページをお願いいたします。

軽自動車税のグリーン化特例の1年延長でございます。

表の中ほどがグリーン化特例になります。現行では、平成27年度中の新規登録者のみが対象となっておりますが、改正により、平成28年度中の新規登録者を対象に追加し、グリーン化特例を適用させるものです。施行期日は、平成29年4月1日で、平成29年度限りの措置となります。

次に、56ページをお願いいたします。

日台間に係る租税条約に相当する枠組みの構築でございます。

これは、台湾との相互主義に基づき、台湾との間の二重課税を排除する等のための措置を

講ずるものです。

改正の概要は、外国居住者等所得相互免除法に規定する特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該所得を所得割の税率3%で分離課税するものです。

施行期日は、平成29年1月1日でございます。

改正の概要の説明は以上でございますが、議案資料の57ページ以降の新旧対照表と、議案25ページからの改め文につきましては、後もってお目通しをお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第54号の詳細説明を求めます。今泉こども課子育て支援係長。

#### ○こども課子育て支援係長（今泉雅己君）

それでは、議案第54号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について、説明させていただきます。

議案書32ページ、議案資料74ページからお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、小学生以上の子どもの医療費の助成方法を、現在の償還払いに加えて、佐賀県内医療機関について現物給付が行えるようにするとともに、対象者への受給者証の発行及び受給者区分と自己負担額の整理を行うために、条例の一部改正を御提案させていただいております。

それでは、議案資料75ページの基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明させていただきますので、新旧対照表をお願いいたします。

第3条の改正でございますが、第2項第4号に、ひとり親家庭医療費の助成、または重度心身障害者医療費助成の適用を受ける6歳以後、18歳に達した最初の3月31日までの間にある子どもを適用除外とすると追加しております。

第3項では、対象者の区分の整理を行っております。

第4条第1項で、第1号、第2号の対象者について、第3項に第3号対象者として助成の範囲を規定しております。対象者と助成の範囲についての改正は、資料74ページの表、自己負担額の改正のようになっております。

第5条については、文言の整理、第6条については、文言の整理と第1号対象者に対する県外指定医療機関の受診の際の受給者証を提示することを追加しております。

第7条、助成の方法について、全文を改め、償還払いと現物給付の助成の方法を整理して

おります。

第8条については、文言の整理をしております。

今回の条例改正における改正後の条例の施行は、平成29年4月1日からの施行、また、経過措置として、平成29年3月31日以前に行われた診療に対する医療費の助成は、従前のおおりのこととお願いしております。

条例の改正については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（鳥飼勝美君）**

次に、議案第55号の詳細説明を求めます。安永住民生活課長。

**○住民生活課長（安永宏之君）**

議案第55号 基山町国民健康保険条例の一部改正について説明をさせていただきます。

34ページをお願いいたします。

平成29年1月1日より、所得税及び住民税の課税におきまして、特例適用利子等及び特例適用配当等という新たな所得の区分が追加をされることとなります。この所得を国民健康保険税の基礎課税分、後期高齢者支援分、介護納付金分の課税計算や軽減等の計算に含めるための附則の追加でございます。

特例適用利子等及び特例適用配当等につきましては、先ほど基山町税条例の一部改正にて説明を行いました資料の56ページと同じものでございます。

附則第12号において、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定、附則第13号において、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定をそれぞれ追加するものでございます。

現在、総合課税で申告されている分が分離課税となりますので、所得の額としては変わりませんので、これによって国民健康保険税の増減はございません。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

次に、同意第7号の詳細説明を求めます。土田産業振興課長。

**○産業振興課長（土田竜一君）**

それでは、同意第7号、議案書38ページでございます。

基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき

同意を求めることについてでございますが、まず、基山町農業委員会の区域内における認定農業者が少ない場合においては、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定を適用するというようになっております。これにつきましては、資料で御説明させていただきます。

資料の80ページをお願いいたします。

現在、基山町の認定農業者数は6名でございます。改正後の委員は11名と定めたいと考えておりますが、これの過半数を占めるということにつきましては、安定的な農業委員会の制度の運用に関しまして非常に難しいと考えますので、ここの下の表の中の例外規定、農業委員会等に関する法律施行規則第2条によりまして、事前の同意を求めるものでございます。

まず、区域内の認定農業者の数が、委員の定数の8倍を下回る場合においては、以下のとおりでよいこととするようになっておりまして、これのAでございますが、委員の過半数を認定農業者及び次に掲げる者といたしまして、市町村議会の同意を得ることが事前にあれば、その過半数を占めなくてもよいということになっております。これの準ずる者としましては、認定農業者OBであったり、認定農業者の農業に従事・経営参画する親族等によりまして定めていきたいと考えているところでございます。

今回、条例の制定及びこの同意を得られまして御承認いただければ、直ちに選考委員会を設置して、一連の作業等に入りたいと考えておるところでございますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第56号の詳細説明を求めます。安永住民生活課長。

#### ○住民生活課長（安永宏之君）

議案第56号 鳥栖市水道事業施設の使用に関する鳥栖市との協議について、説明をさせていただきます。

議案書の39ページをお願いいたします。

鳥栖市の水道事業施設を基山町民に使用させるために、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

協議の内容としましては、1、使用させる施設、2、給水区域、3、使用関係、4、経費負担の4点でございます。

資料の81ページをお願いいたします。



上水道の手続の部分について、かいつまみまして説明をいたします。

基山町における上水道事業につきましては、佐賀東部水道企業団に権能を移管しておりますので、基山町内における水道施設の整備につきましては、同企業団が行うこととなっております。しかしながら、会田地区につきましては上水道の未整備地区であり、佐賀東部水道企業団の給水区域とはなっておりません。昭和53年から現在まで40年近くの間、暫定給水という形で鳥栖市水道事業から上水の供給を行っていただいているところでございます。

今回、この会田地区につきまして、地区開発の事務における鳥栖市との協議の中で、この暫定給水を廃止して、鳥栖市水道事業の給水区域に組み入れていただくように、両市町の執行部で協議が調っているところでございます。

このためには、本会議におきまして、地方自治法第244条の3第3項の規定による議会の議決が必要でございますので、本議案を提案させていただいております。

鳥栖市議会においても、同じく地方自治法第244条の3第3項の規定による議決が必要でございますので、同様の議案が上程をされておるところでございます。

資料の83ページが、鳥栖市の給水区域に追加となる基山町の分の図面でございます。両市町の議会において、議案の議決が得られれば、今後、鳥栖市が給水区域の変更の手続を行いまして、この会田地区の区域につきましては、鳥栖市水道事業が直接事業を行うこととなります。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

次に、議案第57号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

**○建設課長（古賀 浩君）**

議案第57号 基山町と鳥栖市との公共下水道事業に係る事務の委託に関する規約の変更について説明をいたします。

議案書40ページをお願いいたします。資料は81ページからとなっております。

基山町大字長野字会田の一部区域の下水を鳥栖市の公共下水道で処理するために、事務委託に関する規約を変更することについて協議をしたいので、議会の議決をお願いするものでございます。

資料81ページをお願いいたします。

現在、会田地区の一部につきましては、鳥栖市と隣接をしております。鳥栖市のほうでは、

下水道が整備されておるために、この下水道の利用が可能であるか、基山町として合理的かつメリットが大きいと考えまして、検討を進めてまいりました。

3の下水道の手続についてでございますが、現在、弥生が丘地区において、鳥栖処理区と同じような委託を行っております。同様に会田地区につきましても委託での処理ができないのかというのを協議してまいりました。鳥栖市の下水道施設を使用し、処理する方向性が両市町の執行部とも協議が調いましたので、今回の上程をさせていただいております。

続きまして、議案書41ページ、別紙、基山町と鳥栖市との公共下水道事業に係る事務の委託に関する規約の一部を変更する規約（案）でございます。

資料の84ページ、新旧対照表にて説明をいたします。

第2条、「、甲に」を「甲に」に改め、「公共下水道処理区域」の次に「及び佐賀県三養基郡基山町大字長野字会田の一部の公共下水道処理区域（以下「処理区域」という。）」を加えるとしております。

また、第5条、「甲に編入する公共下水道処理区域」とあるものを「処理区域」に改めることとしております。

附則、この規約につきましては、平成29年4月1日から施行するものと考えております。

規約の変更につきましては、地方自治法第252条の14第2項の規定により、基山町と鳥栖市の公共下水道事業に係る事務の委託に関する規約を別紙のとおり変更する必要があるでございますので、よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

#### ○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第58号の詳細説明を求めます。城本財政課長。

#### ○財政課長（城本好昭君）

それでは、議案第58号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第4号）の説明を行います。

議案書の42ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに3億8,127万2,000円の追加をお願いし、総額を67億2,087万6,000円とするものでございます。

43ページをお願いいたします。

第1表、歳入でございます。今回の補正予算の歳入につきましては、主に11款の分担金及び負担金を766万9,000円、13款 国庫支出金を2,180万9,000円、14款 県支出金を1,286万9,000円、16款 寄附金を3億20万6,000円増額し、15款 財産収入を643万2,000円減額し、17款

1 項. 基金繰入金を4,400万円増額することで財源調整を図らせていただいております。

44、45ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、2 款. 総務費を3億405万8,000円、3 款. 民生費を6,280万1,000円、4 款. 衛生費を527万8,000円、8 款. 土木費を1,685万9,000円増額し、10 款. 教育費を1,742万5,000円減額し、14 款. 予備費を257万9,000円増額し、財源調整を図らせていただいております。

46ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

追加分です。地域鉄道対策事業債として50万円をお願いいたしております。甘木鉄道安全輸送設備等整備事業補助負担金に対するものでございます。充当率75%でございます。

それでは、内容につきまして、事項別明細書により説明をいたします。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

11 款. 分担金及び負担金、2 項. 負担金、1 目. 民生費負担金でございます。2 節. 児童福祉費負担金に保育料現年度分として705万9,000円の増額をお願いいたしております。入所児童数の増によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

13 款. 国庫支出金、1 項. 国庫負担金、1 目. 民生費国庫負担金でございます。1 節. 児童福祉費負担金に子どものための教育・保育給付費負担金として1,214万円の増額をお願いいたしております。補助率は2分の1でございます。

次に、2 節. 社会福祉費負担金に障害者自立支援給付費負担金として687万8,000円の増額をお願いいたしております。福祉サービス等の増によるものでございます。

また、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金として540万5,000円の増額をお願いいたしております。補助率は2分の1でございます。

6ページをお願いいたします。

2 項. 国庫補助金、1 目. 民生費国庫補助金でございます。2 節. 児童福祉費補助金として、子ども・子育て支援交付金として135万2,000円の増額をお願いいたしております。事業費の増によるものでございます。

3 目. 土木費国庫補助金でございます。4 節. 住宅費補助金に新しく公営住宅等ストック総合改善事業補助金として30万円をお願いいたしております。これは、既に9月議会で議決

をいただいております耐震診断への助成で、国庫助成でございます。

8目．総務費国庫補助金でございます。1節．総務費補助金に、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、補助金額の確定によりまして、366万9,000円の減額をお願いいたしております。

7ページお願いいたします。

1節．児童福祉費負担金に、施設型給付費負担金として607万1,000円の増額をお願いいたしております。たんぽぽ保育園の入所児童数の増によるものでございます。補助率、4分の1でございます。

2節．社会福祉費負担金でございます。障害者自立支援給付費負担金として343万9,000円、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金として270万3,000円の増額をお願いいたしております。補助率、4分の1でございます。

8ページをお願いいたします。

2項2目．民生費県補助金でございます。2節．児童福祉費補助金として、子ども・子育て支援事業費補助金に135万2,000円の減額をお願いいたしております。これは、事業費の減によるものでございます。

次に、4目．農林水産業費県補助金でございます。1節．農業費補助金に新しくタマネギべと病緊急特別対策事業費補助金として3万円をお願いいたしております。これは、県内で発生をしましたタマネギべと病への防除効果の高い予防剤への支援でございます。

10ページをお願いいたします。

15款1項．財産運用収入、2目1節．利子及び配当金でございます。それぞれ国債の中途売却による運用収入の減により、減額をさせていただいております。

11ページをお願いいたします。

16款1項．寄附金、3目1節．総務費寄附金でございます。ふるさと応援寄附金に3億円の増額をお願いいたしております。補正後の寄附金の総額を4億円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

17款．繰入金、1項．基金繰入金でございます。2目1節．財政調整基金繰入金に5,300万円の増額、3目1節．公共施設整備基金繰入金に900万円の減額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

14ページをお願いいたします。

20款1項. 町債、7目. 総務債でございます。2節. 地域鉄道対策事業債として、新しく50万円をお願いいたしております。充当率75%でございます。

続きまして、歳出でございます。17ページをお願いいたします。

2款1項. 総務管理費、1目. 一般管理費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に、佐賀県立鳥栖工業高等学校全国高校駅伝競争大会出場助成金として10万円をお願いいたしております。これは、本年12月25日に京都市で行われます第67回全国高等学校駅伝競争大会への出場助成金でございます。

3目. 財政管理費でございます。13節. 委託料に地方公会計制度統一基準業務委託料として496万8,000円の減額をお願いいたしております。入札減によるものでございます。

18ページをお願いいたします。

5目. 財産管理費でございます。13節. 委託料に樹木養生等業務委託料として393万2,000円の増額をお願いいたしております。これは、主に本桜のため池周辺の樹木等の伐採等の費用でございます。

19ページをお願いいたします。

6目. 企画費でございます。13節. 委託料に移住体験リノベモデル住宅業務委託料として200万円の増額をお願いいたしております。これは、リノベモデル住宅の下水道接続の費用でございます。

14節. 使用料及び賃借料に新しくメールマガジンシステム利用料として1万1,000円をお願いいたしております。これは、本町におきましてメールマガジンの配信の実施を計画いたしております。そのシステム利用料をお願いいたしております。

19節. 負担金補助及び交付金に、子育て・若者世帯の住宅取得補助金として150万円の増額をお願いいたしております。3件分をお願いいたしております。

11目. 公共施設整備基金費でございます。25節. 積立金に、利子として253万4,000円の減額をお願いいたしております。国債の中途売却による運用利子の積立金の減額でございます。

20ページをお願いいたします。

13目. ふるさと応援寄附基金費でございます。11節. 需用費に特産品の代金として1億2,017万円、13節. 委託料にシステム関係の運営委託料であるふるさと納税に係る業務委託料に2,592万円の増額、14節にクレジット決済の利用料である収納代理システム利用料として291万6,000円、25節にふるさと応援寄附基金積立金として1億4,901万8,000円の増額をお

願いをいたしております。ふるさと応援寄附収入の増額に伴う商品代ほか、その他の費用を差し引いた残りの額を積立金としてお願いをいたしております。

23ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、2目. 老人福祉費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に、後期高齢者医療療養給付費負担金（過年度分）として766万2,000円をお願いをいたしております。これは、平成27年度負担金の精算金でございます。

24ページをお願いいたします。

6目. 障害者福祉費でございます。20節. 扶助費に、重度心身障害者医療費助成費として154万円、障害福祉サービス費として1,363万6,000円、障害児通所給付費として1,081万円の増額をお願いをいたしております。支出見込みによるものでございます。

25ページをお願いいたします。

3款2項1目. 児童福祉総務費でございます。8節. 報償費に新しく子育て家族応援記念品として18万円をお願いをいたしております。

また、20節. 扶助費に、たんぽぽ保育園施設給付費として1,707万5,000円の増額をお願いをいたしております。入所児童数の増でございます。

また、地域型保育施設給付費として1,048万1,000円の増額をお願いをいたしております。実績によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

4款1項1目13節. 委託料に、新しく子どもの医療費助成システム改修委託料として180万6,000円をお願いをいたしております。助成対象の拡大及び現物給付化に伴うシステム改修費用でございます。

20節. 扶助費に子どもの医療費助成費として545万1,000円の増額をお願いをいたしております。実績見込みによるものでございます。

28ページをお願いいたします。

2項. 清掃費、3目. し尿処理費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に三神地区環境事務組合負担金として380万3,000円の減額をお願いをいたしております。運営費負担金の確定見込みによるものでございます。

29ページをお願いいたします。

6款1項3目19節. 負担金補助及び交付金でございます。新しくタマネギベと病緊急特別

対策事業費補助金として3万1,000円をお願いいたしております。

30ページをお願いいたします。

7款1項1目19節. 負担金補助及び交付金に、商店街活性化のため、商店街活性化事業補助金として133万4,000円をお願いいたしております。

2目. 観光費でございます。15節. 工事請負費に新しく基山（きざん）公園草スキー場保全工事として84万3,000円をお願いいたしております。基山（きざん）の草スキー場の芝の一部補修でございます。

32ページをお願いいたします。

8款2項1目11節. 需用費に、修繕料として250万円をお願いいたしております。これは、町道城戸・三国線、うそん谷線などの補修費用でございます。

また、15節. 工事請負費に町道維持・補修工事として1,200万円をお願いいたしております。これは、桜町伊勢山線水路改修工事の費用でございます。

2目. 道路新設改良費でございます。15節. 工事請負費に白坂久保田2号線道路改良工事として70万円をお願いいたしております。これは、区域内の桜の木の移設工事費でございます。

37ページをお願いいたします。

10款2項1目15節. 工事請負費に、基山小学校特別支援教室エアコン設置工事として38万6,000円、防犯カメラ設置工事として31万4,000円の減額をお願いいたしております。入札減によるものでございます。

また新しく、同じく38ページの2目15節. 工事請負費に、若基小学校特別支援教室エアコン設置工事として19万8,000円の減額、防犯カメラ設置工事として38万7,000円の減額をお願いしております。入札減によるものでございます。

39ページの中学校費も同様に、15節に基山中学校教室エアコン設置工事として48万2,000円の減額、防犯カメラ設置工事として38万1,000円の減額、キュービクル改修工事として2,016万7,000円の減額をお願いいたしております。いずれも入札減によるものでございます。

47ページをお願いいたします。

14款1項1目. 予備費でございます。今回、予備費に257万9,000円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

以上で一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜

りますようお願いいたします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

次に、議案第59号の詳細説明を求めます。安永住民生活課長。

**○住民生活課長（安永宏之君）**

議案第59号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

議案書の47ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,072万8,000円の減額をお願いし、総額を24億3,394万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

3款1項. 国庫負担金、1目. 療養給付費等負担金、1節. 現年度分に1,281万8,000円の追加をお願いしております。内訳につきましては、療養給付費負担金につきましては1,101万4,000円の追加をお願いしております。歳出2款のうち、一般被保険者の保険給付費の増に伴う追加でございます。

次の介護納付金負担金につきましては、73万6,000円の減額をお願いしております。歳出6款の介護納付金負担金の額の確定によるものでございます。

後期高齢者支援金負担金につきましては、254万円の追加をお願いしております。歳出3款の後期高齢者支援金の額の確定等によるものでございます。

3目. 特定健康診査等負担金、2節. 特定健康診査等負担金過年度分に7万1,000円の追加をお願いしております。平成27年度の精算金でございます。

4ページをお願いいたします。

3款2項の国庫補助金、1目. 財政調整交付金、1節. 普通調整交付金に394万9,000円の追加をお願いしております。国庫負担金の増額と同じ理由でございます。

6目1節. 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金に167万4,000円の追加をお願いしております。歳出の1款1項1目13節で追加をお願いしております国保情報集約システム連携改修業務委託料の額が国庫補助の対象となります。

5ページをお願いいたします。



4款1項の療養給付費等交付金でございますが、4,571万8,000円の減額をお願いしております。退職被保険者の保険給付費、それから人数の減少によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

5款1項の前期高齢者交付金でございます。57万4,000円の増額をお願いしております。平成28年度の交付金の額の確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

6款2項の県補助金、1目．財政調整交付金、1節．一種交付金に280万3,000円の追加をお願いしております。増加の理由は、3款1項1目の国庫負担金の追加と同じ理由でございます。

2節．二種交付金に1,584万円の追加をお願いしております。医療費適正化事業6万円の減額は、レセプト点検委託料の契約額の確定によるものでございます。

保険税収納対策事業1,590万円の追加は、収納率及び交付基準額のアップによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

9款1項1目1節の一般会計繰入金に273万9,000円の減額をお願いしております。保険基金安定繰入金195万8,000円の減額、財政安定化支援事業89万3,000円の減額につきましては、平成28年度の額の確定でございます。

事務費等の21万2,000円につきましては、主に人件費でございます。

子どもの医療費現物給付分繰入金につきましても、額の確定でございます。

続きまして、歳出でございます。9ページをお願いいたします。

1款1項1目13節、国保情報集約システム連携改修業務委託料に167万4,000円の追加をお願いしております。平成30年度からの国保の県単位化に伴うシステム改修でございます。国保連合会を通じて県に情報が集められるようになります。今年度は、保険者の資格、負担限度額部分の改修でございます。

19節、国保連合会負担金は、2万8,000円の減額をお願いしております。平成28年度の額の確定でございます。

3目11節、消耗品費に1万6,000円の追加をお願いしております。保険証に張りつけるジェネリック医薬品希望シールの費用の追加でございます。

13節、レセプト点検業務委託料6万円の減額につきましては、契約額の確定によるもので

ございます。

10ページをお願いいたします。

1款2項1目、賦課徴収費、19節、特別徴収経由機関業務負担金は1,000円の減額でございます。平成28年度の額の確定でございます。

11ページをお願いいたします。

2款1項1目19節の一般被保険者療養給付費負担金につきましては、10月までの支出状況と今後の見込みを勘案しまして、不足が生じる可能性があることから、910万7,000円の追加をお願いしております。C型肝炎の新薬が影響しておりますし、今後も影響すると思われま

す。

2目19節の退職被保険者等療養給付費負担金につきましては、2906万6,000円の減額をお願いしております。退職被保険者の療養給付費の減少と人数の減少による減額でございます。

4目19節の退職被保険者等療養費負担金につきましては、35万4,000円の減額をお願いしております。同様の理由によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

2款2項1目19節の一般被保険者高額療養費補助金につきましては、1,377万3,000円の追加をお願いしております。10月までの支出状況と今後の見込みを勘案しております。こちら

もC型肝炎の新薬が影響しております。

2目19節の退職被保険者等高額療養費補助金につきましては、446万5,000円の減額をお願いしております。退職被保険者の高額療養費及び人数の減少による減額でございます。

13ページから18ページまでは、平成28年度の支払い額の確定でございます。

13ページ、後期高齢者支援金につきましては、61万6,000円の減額をお願いしております。

14ページ、4款、前期高齢者納付金等につきましては、4万4,000円の追加をお願いしております。

15ページ、老人保健拠出金につきましては、2,000円の減額をお願いしております。

16ページをお願いいたします。

6款、介護納付金につきましては、230万1,000円の減額をお願いしております。

17ページをお願いいたします。

8款2項1目、保健衛生普及費、11節、印刷製本費につきましては、1万1,000円の減額をお願いしております。各家庭に配付をしております国保だよりの単価の減によるものでご

ございます。

18ページをお願いいたします。

11款1項2目23節. 償還金利子及び割引料、過年度特定健康診査・保健指導負担金返納金として7万4,000円追加をお願いしております。平成27年度の県負担金の精算金でございます。

最後に、19ページをお願いいたします。

12款の予備費でございます。今回、124万7,000円の追加をお願いしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

#### ○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第61号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

#### ○建設課長（古賀 浩君）

議案第61号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）の説明をいたします。

議案書53ページをお願いいたします。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正をお願いいたします。

収入では、第1款. 下水道事業収益65万2,000円を増額し、4億875万9,000円といたします。

支出では、第1款. 下水道事業費用343万6,000円を増額し、4億581万2,000円といたします。

続きまして、第3条、予算第4条本文括弧書き中「87,106千円」を「84,322千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正いたします。

資本的収入及び支出ですが、収入では、第1款. 資本的収入491万円を増額し、1億4,367万6,000円といたします。

支出では、第1款. 資本的支出を212万6,000円増額し、2億2,799万8,000円といたします。

第4条、予算第8条に定めた経費の予定額の補正をお願いします。

詳細につきましては、別冊、基山町下水道事業会計補正予算書に関する説明書で説明をさせていただきます。

説明書の1ページをお願いいたします。

収益的収入では、1款2項1目の基金利息65万2,000円を増額をお願いし、70万2,000円としております。これは、基金利息によるものでございます。

次に、収益的支出でございます。説明書の3ページをお願いいたします。

また、資料（議案・補正予算関係）91ページをお願いいたします。

1款1項1目．管渠費に313万2,000円の増額をお願いし、625万7,000円といたしております。これは、管渠の途中に設置していますマンホールポンプの修繕によるものでございます。

1款1項3目．処理場費に24万2,000円の増額をお願いし、1,453万4,000円といたしております。

なお、今の位置につきましては、資料91ページのけやき台処理場、自動スクリーン修繕、3号マンホールポンプ、ローターシャフト等の修繕となっております。

続きまして、説明書の4ページをお願いいたします。

収益的支出の合計は、343万6,000円の増額をお願いをしております。

続きまして、資本的収入でございます。

説明書6ページをお願いいたします。

1款3項1目．受益者負担金に789万9,000円の増額をお願いし、891万7,000円としております。これは、伊勢前地区ほかの受益者負担金分でございます。

1款4項1目．基金繰入金に298万9,000円の減額をお願いし、5,875万8,000円としております。これは、収支均衡によるものでございます。

説明書7ページをお願いいたします。

次に、資本的支出でございます。1款1項1目．下水道整備費の手当を4万5,000円増額し、322万8,000円といたしております。

続きまして、1款1項1目．下水道整備費、補償費45万円を新たをお願いするものでございます。これは、現在、大城地区で施工中の管渠整備箇所において埋設されています上水道管が支障するため、移設が必要となり、上水道施設管理者へ補償を行うものでございます。

また、報償費88万1,000円の増額をお願いし、計98万1,000円といたしております。これは、受益者負担金を一括納付された方への報奨金によるものでございます。

説明書8ページをお願いいたします。

1款3項1目、基金積立金65万2,000円を増額し、780万9,000円をお願いしております。これは、収支均衡によるものでございます。

収益的支出、資本的支出を合わせた補正額では、556万2,000円の増額となります。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を556万2,000円の増額をお願いし、現

計予算と合わせた総額 6 億 3,381 万円とするものでございます。

御審議賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で詳細説明が終わりました。

本日の会議は、以上をもちまして散会といたします。

～午前11時13分 散会～